写

人 委 第 3 4 号
平成 21 年 5 月 11 日

大阪市会議長　　多賀谷　俊史　様
大 阪 市 長　　平　松　邦夫　様

大阪市人事委員会委員長　　松　岡　　博

平成 21 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置についての意見の申出

人事院は 5 月 1 日、市内企業を含む全国の民間企業における夏季一時金に関する特別調査の結果に基づき、本年 6 月期の期末手当及び勤勉手当について 0.20 月分を凍結することが適当であると判断し、所要の特例措置を講じるよう勧告を行った。

本委員会は、これまでの職種別民間給与実態調査における年間の賞与等の特別給の支給割合は市内と全国との間で大きな差が生じていないことなどを考慮し、本市においても国に準じ所要の措置をとられるよう、地方公務員法第 8 条の規定に基づき、意見を申し出ます。